

6 月 9 日 ( 第 3 号 )

# 令和3年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和3年6月9日（第3号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
(一般質問)	
秋元美智子	3
中川敦司	16
(総括質疑)	28
第28号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件	
第29号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件	
第30号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件	
第32号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算(第2回)の件	
散会の宣告	32

## 令和3年豊能町議会6月定例会議会議録（第3号）

年 月 日 令和3年6月9日（水）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 10名

3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	桑原 康男
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和3年6月9日（水）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 第28号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第29号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第30号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件
- 第32号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第2回）の件

開議 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は10名であります。  
定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおり  
でございます。

日程第1「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して、質問を  
行ってください。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて5  
0分といたします。

質問者は、豊能町議会運営に関する申合  
せ事項の会議規則に関わる申合せ事項に記  
されているように、通告にない質問はでき  
ません。また、質疑・答弁合わせて50分  
と限られていますので、答弁者は簡潔明瞭  
に答弁をお願いいたします。

秋元美智子議員を指名いたします。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

おはようございます。

9番、秋元美智子です。

議長より御指名をいただきましたので、  
一般質問をさせていただきます。

なお、通告書提出後に担当者からお尋ね  
して知り得たことや、また昨日の一般質問  
もでございますので、中には割愛させてい  
ただく質問もございますが、理事者の皆様  
におかれましては、簡単明瞭な答弁のほどよ  
ろしくお願い申し上げます。

では、西地区のこども園について質問を  
させていただきます。

西地区のこども園開設に向けて、3月の  
予算特別委員会で教育委員会より、子ど  
も・子育て支援事業、子ども・子育て審議  
会の中で民営、公営を含め検討するとの答

弁をいただいております。その第1回目の  
会議が6月1日に開催されました。で、答  
申希望日は、来年の令和4年4月1日とな  
っております。で、当初予算によると、こ  
の審議会は10名からなり開催4回となっ  
ております。あと3回しかないんですが、  
私たちは、この開催日時に無理があるよう  
な気がいたしておりますので、いかがお考  
えなのかお尋ねしたいと思います。

ちなみに、平成20年度のときは、豊能  
町立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委  
員会を立ち上げて、同じように諮問されて  
おりますので、もし分かるようでしたら、  
参考までにそのときの日数、回数など教え  
ていただけたら助かります。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。お答えします。

今回の令和3年度の審議会なんですけど  
も、豊能町西地区における認定こども園の  
設置についてということで、町長、教育長  
から諮問させていただいております。今回  
の会議、5回を予定しとると思います。で、  
4回の予算であったというふうなことを言  
われておると思うんですけども、その辺に  
つきましては、何とか予算を捻出して、深  
く慎重審議をしたいというふうに考えてお  
ります。

以前、20年度に行いました、あり方検  
討委員会においても、たしか5回か6回で  
結論を得て、23年度にふたば園と向こう  
のひかり幼稚園を開設してるというふう  
に記憶しております。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

4回じゃなくて5回だということじゃなくて、より慎重な審議でお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、諮問内容なんですけど、今部長が触れましたように、豊能町西地区における認定こども園の設置について、この大きなタイトルで、1に豊能町西地区にふさわしい就学前保育、教育施設について。で、2に魅力ある認定こども園についてとなっております。で、お尋ねいたしますけれども、1の豊能町西地区にふさわしい就学前保育、教育施設を協議するには、西地区のどこに認定こども園を開設するのが望ましいのか、ふさわしいのか、併せて協議していただく必要があるかと存じます。

私自身は、西地区の認定こども園を考える上で、小中一貫校となる現在の吉川中学校のそばがふさわしいのではないかなと思っておりますけれども、開設場所については、この今回の諮問については、どのようになっているのか。つまり協議する、お願いする、しない。答申していただく、しない。その判断の全てを審議会に委ねているのかどうかという意味での質問でございます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

新たな認定こども園を設置する場所ですけども、それについても答申をいただきたいというふうに考えております。また、西地区にふさわしい就学前保育教育施設ということですけども、諮問の核は当然西地区の認定こども園設置について全般なんですけども、就学前保育・教育施設について、ほかにも何か必要な施設があるようでしたら、その辺も合わせて御議論いただきたいというふうに考えております。場所につい

ては、総合教育会議でも教育委員さんが一定意見を言われておりますけども、その辺も踏まえて、審議会のほうで御意見、諮問、答申をいただきたいというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

町長にお尋ねします。

町長は2年半前に西地区のこども園の開設については、時期は学校再配置に合わせて、経費は国の補助金を活用できる民営化、場所は光風台小学校跡地で形態はパークアンドライド型で、保幼連携型認定こども園と大きく5点にわたって、明快な方針を打ち出されております。

で、昨年6月の一般質問なんですけれども、私のほうからは、民営は採算が合わなければ閉鎖する可能性があり、少子化が進む中この町にとって極めて危険な選択ではないかと申し上げましたところ、町長のほうから保育面、財政面、また幼稚園、保育所の先生の処遇など含めて、検討させていただきたいという非常に前向きな答弁をいただいております。

で、このたび子ども・子育て審議会に諮問されたこと、私は大変うれしく評価いたしております。ただ、先ほどの大きく5点にわたる方針のうち、民営か公営かこれも、それから、開設場所についても、今部長が御答弁されたように答申をいただきたいと思っているということだったんですけど、ほか3点、つまり学校再配置に合わせ、つまり令和8年度以降なんですけど、パークアンドライド型、保幼連携型認定こども園の3点については、どのようなお考えを持っているのか。つまりこの3点を実現することを条件に、諮問されてるのかどうか、その点お聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おはようございます。

今御質問のとおりなんですけれども、まず認定こども園の諮問につきましては、西地区にふさわしい認定こども園という形で諮問をさせていただいております。

お尋ねのところの私が就任をしたときのところの所信表明のところ、教育改革を上げさせていただいて、小中一貫、その学校再配置に合わせて保育所、幼稚園、国の交付金を活用できる民営化により、パークアンドライド型、そして保幼連携型認定こども園の開設を目指すというところを記載をさせていただきました。

パークアンドライド型につきましては、保護者の利便性を考えまして、最寄り駅に移動ができるということがキーになってます。もう一つは、保幼連携型というのは、これは今までも豊能町のほうが取り組んでおります、すばらしいゼロ歳から15歳まで、保幼小中一貫教育をやるという形になってます。その後なんですけれども、令和2年の総合教育会議におきまして、義務教育学校の近くが望ましいという御意見もいただきました。したがって、それらを含めて審議会の中に入れてさせていただいておりますけれども、こども園の教育・保育を第一に保護者のニーズにも的確に答えられるというところで、皆さんの御意見をお伺いをしたいというように思ってます。

それから、仮に民間ということになった場合は、その民間企業の方々が投資も含めて、それから利便性、サービスというところも合わせるとどこの場所を選ばれるか、というのも出てくると思いますので、それらを含め審議会のところで検討いただくと

いう形にさせていただいております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ありがとうございます。

ということは、今までの町長五つ方針をはっきり打ち出されてますけども、それは一遍引っ込めて、引っ込めた上で今回諮問をお願いしてるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

一旦引っ込めてというのは、パークアンドライド型のところがあるのかも分かりませんが、当時から場所も含めてですね、ふさわしいいわゆる豊能町における魅力あるこども園、魅力ある義務教育学校の開設によって、魅力がある町をつくっていきたいという根底は変わりませんので、パークアンドライドというところに関しては、そのときの保護者の利便性を代表した言葉ということになりますので、それらも含めまして、幅広く御検討をいただくという形で諮問させていただいております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

諮問されてるのは、民営か公営かここもたしかそうだと思います。で、町長は場所をおっしゃいませんですけど、私は一番最初にこの質問をしたときに、確かに所信表明には光風台小学校跡地という文章は書いてません。ですから、どこをお考えですかと質問をしたときに私自身が、町長はそれは所信表明に書いてますと、光風台小学校に書いてますとはっきりとおっしゃられて、次の次回の一般質問のところで訂正さ

れてるんですが、これは光風台小学校跡地  
ということは、議事録を見ていただいても  
分かりますように、方針として出しております。

で、私が今気になりましたのは、仮に今  
回諮問されて、答申の中で民営じゃなくて  
公営だとか、光風台小学校、町長はちょっ  
と違ったこととおっしゃってましたけど、  
光風台小学校じゃなくて違う場所ですとか、  
そういった答申が出てきたときに、どうさ  
れるのかなと。

ですから一遍、町長のお考えになってい  
る五つの大きな方針をというのは、引っ込  
めていらっしゃるんですかと聞いてるんで  
す。じゃなければ、混乱を起こしませんか。  
片方でこういう思いを持っていて、それは  
個人の思いとしては結構ですよ。ただお願  
いしていると、出てきた答えにそぐわか  
ったときに、どうされるかなと。で、そこ  
でさらにまた別の諮問にかけるのか、中  
で練るのか分かりませんが、だったら、諮  
問している意味がないように思いますけど  
も、そちらはどうお考えになってるんで  
しょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

平成20年のあり方検討委員会のとき  
も、公設か民設かというのが大きなテー  
マでございました。そのときは、財政状況  
もあつたんですけども、公設がふさわし  
いという答申をいただきまして、それに基  
づいて、教育委員会、町と相談しまして、  
公立のふたば園を設置したという経緯が  
ございます。

今回におきましても、今諮問しており  
ますので、その答申が出ましたら、それ  
を踏まえて最終的には町教育委員会で決  
める

こととなりますが、その答申は重要と考  
え踏まえて、結論を出していかなければ  
ならないというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

私がお尋ねしてるのは、それは最終結  
論を出されると思います。答申について。  
しかし、その前に学校再配置に合わせて  
ならば理解できるんですけども、パーク  
アンドライドはもうちょっと分からんと、  
考えると。でも民営化ですとか、小学  
校跡地ですとか、こういったものが大前  
提になってると同じじゃありませんか。

これが今回の諮問されている子ども・  
子育て審議会の方たちが納得していられ  
るならいいですよ。分かりましたと、そ  
れを大前提に考えましょうという諮問  
であるなら、私は、はい、そうですか  
と言えます。この辺り納得していただ  
いてるんでしょうか。あるいは、お伝  
えしてるんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

委員の方に前提として、光風台跡地  
です、民営化をするというふうなこと  
については伝えておりません。また諮  
問書においても民営化について具体的  
に記載したところはございません。審  
議会の進行に合わせて、その辺は徐  
々に議論していただくというふう  
に考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

昨日この諮問書を頂きました。確かに  
書いてません。書いてないからこそ気  
になったんです。町長のおっしゃる  
五つの方針を含めた、それと今諮問  
されてる、町長

自身も諮問されてるお立場になりますけれども、ここはやっぱり町長、一度そのお考えというのは、個人のお考えとして引いてということ明言していただいた上で、諮問、答申をいただくのは筋じゃありませんか。どちらでもいい、町長かな。お答え願います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今御質問の引いてということですが、諮問の中に入れていただいているのが、私と教育長との連名で委員長に出させていただいているものです。ですから、それ以上のものもありませんし、それ以下のものもないという形で、現状分析も踏まえて、御提案、御審議いただいて、答申をいただきたいということで申し上げておりますので、その中では私は深くも入っておりませんので、非常にオープンな内容の中で御検討をいただけるものだと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

で、あるならば町長、今回この諮問の文書ですけど、私自身は塩川町長自身はこう考えてますと。要するに、さっきの五つの話ですよ。場所は光風台小学校跡地、パークアンドライド型、国の補助金を活用できる民営化、保幼連携型認定こども園を考えてますと、これは豊能町にとってふさわしいかどうか、諮問していただいけませんかというのが筋じゃありませんか、と私は思うんですよね。どうお考えですか。であるならば、私は納得しますよ。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

議員がおっしゃってることもよく分かります。ただ、今回の諮問につきましては、本当に町の財政状況も伝え、保育士の状況なども伝えております。町長の考えをそのまま述べてからじゃなくて、今の町の現状を伝えた上で、答申をいただきたいというふうに考えて、このような諮問となっております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

それが普通だからこそ、さっきの五つの方針というのを一旦下げていただきたいと、そういう話をしてるんです。これ以上ここに時間を取りたくないの、きちんとした方針を出していただきたい。このままいか、いかないか。そしたら私はちゃんと。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

下げていただきたいというよりも、出しておりませんので、今私の考え方の気持ち、それからいわゆる審議会の中での議論、その中に私のほうの意見を加えるということ、今現在避けて審議をいただいているわけですから、このとおりに進めさせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

あまり感情的になりたくないんですね。所信表明の中にきちんと出されてるんですよ、方針を。だからこそお尋ねしてるんです。で、町長は私が民営化というのは、こういうふうな可能性がありますと、もう一遍考えていただけませんかといったら、検討しますと。で、今回こういうような諮問

の流れになって、私は評価してるんですよ、非常に。やっぱり子どもたち、先生の数も少なくなってるし、そのこともどうしようかという問題も絡んでますし、ですから、そういった中で、いやいや前の私の考えはそのままありますと言われたら、えっという感じです。はっきり言って。ただ、これはこれ以上議論しても仕方ありませんけど、非常に疑問をもっているし、問題視しているということだけ御認識ください。

では、次に質問に入らせていただきます。

これもちょっと、町長にお尋ねするのもちょっと今の場からいくのは、ちょっとつらいものがあるんですけどね。道の駅構想につきまして。

道の駅構想というのは、もう十分御承知のように、町の最上位計画である第4次総合計画でにぎわいを呼ぶ産業の振興として、平成32年度の目標値に着実に積み重ねてきた重大な重要な事業でした。で、なぜ白紙にしたのか。町長のお考えについては、所信表明ですとか、それからこれまでの一般質問で聞かせていただいていますので、今回これで上げさせていただきましたのは、私自身は白紙にされた以上、早急に町の最上位計画の第4次総合計画に上げられていた道の駅に変わる確かな事業案なり、施策を提示していただきたいというふうに考えております。

ですから、そういった意味で町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

御質問のとおりですけれども、私の所信表明のところもいろいろな理由のところから、白紙撤回をさせていただきました。これ以上当時の部分でいきますと採算性の問

題もありましたし、それから公共施設をまだ公民館とそれから診療所これの跡地、そこに建設をするというところでしたから、結論も出ない状態でしたので、白紙に戻させていただきました。

ただ、私のところもその当時ですけれども、農業振興、観光振興は非常に必要なものでありますので、これはしっかりと検討させていただくということで、各団体の方々をはじめ、今のインフラそしてそのリソースをしっかりと検討して、次に進めるということには変わりありませんので、まだ場所とかそういうところではありませんけれども、それを進めてるというところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

その当時、町長は所信表明の中で触れられてましたように、農業振興ですとか、観光振興、東地域の活性化の三つの取組というのは、これらを読めば2次、3次、4次そういった流れの中で出てきてるものです。そして、第4次でいよいよそのためにということで、道の駅構想が上がったわけです。

で、それを白紙撤回した理由というのは、私はあえてもう聞きません。ただ、これまで積み重ねてきた道の駅に向かって、要するに3本の柱に向かって積み重ねてきたものというのは、一度切れたら再構築するのが難しい。知恵ですとか、技術ですとか、人間関係が入っているわけです。

ですからそれを変える、要するに道の駅に変わる何かです。何かを早急に打ち出さないと次に何か考えてそうしようと言ったときに、もう一遍ゼロから始めることになるんです。ですから、早急にと私は言ってますし、当然早急に出すというお考えの基に白紙撤回もされ、ここに上げら

れていると思いますし、そういうことで期待しています。

それから、もう一つなぜ今私がこんなに道の駅構想を白紙にしたことに、ちょっと半分失望感というか、怒りというかを持っているのは、すぐそこにクレインがありますね。乗馬センター、あそこというのは月に延べ4,000人来てるんです。もうすごい勢いです。私この6年間の流れを見てますけども、あつという間に月に4,000人です。その方たちの大半というのは、志野の里を知らない、で知っていても開店時間が合わない。あるいは知っていても、わざわざあちまで回って行くのにちょっと離れてるからつらいとか言って、結果的には豊能町の野菜が購入されることなんか、限られているわけですよ。

で、もしこの人たちが気楽に寄れる場所、時間帯であったら、どれほど生産者たちに活気やら生きがいやらもたらすかと、私は考えてます。その活気が新たな生産者仲間を増やしていき、豊能町全体の農業振興に結びついていく、だからこそこうやって2次、3次、4次というふうな考えの基に積み重ねてきたのが、道の駅だったんですよ。それはもういいです、白紙にしましたから。

ですが、そういった意味では早急に町長として、それに変わるどのようなお考えを持っているのか、出すべきだと私は思ってるんです。ですから、一生懸命町長に訴えてるんですけども、いかがでしょうか。聞かせていただきたい、全くゼロなのか、お考えが。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

秋元議員のおっしゃられる内容、その気

持ちというのは、イコールだということに思っております。深く過去のことというのは、触れませんということですが、基本的には道の駅準備委員会の皆さんとも検討させていただき、さらにその中からも答申をいただき、道の駅に変わる新たな施策として展開をし、それから道の駅のさらなる発展も含めて検討をしてくださいというような御答申もいただきました。

ただ、そこの中には採算性といいますか、利益を上げていく仕組み、そういうものも具体的に検討していただくと、1.6倍から1.7倍ぐらい、そういうところを上げていかないといけないという御意見もいただいています。

今課題としては、今の志野の里のところの駐車場が少ない、で滞在時間が少ないというようなところは、もちろん町全体でも認識をしております。ただ、今代替案というところの場所は今検討できておりませんが、それに変わる施設というのは、しっかりとつくっていきたいというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

あのね町長、考えていきたいとおっしゃってるのは、早急に出してくださいと。たとえそれが2年先、3年先の実現になろうと、ああいうふうになるんだと、だから頑張ろう、仲間を増やそうというところに豊能町の活気生まれるんですよ。それが何か漠然と考えてます、考えてますでは、生まれてこないんですよ。土台もつけれない。今まで積み重ねてきたものも、その先に進まない、壊れていくだけなんです。そのことをやっぱり十分に分かっていただきたい。よろしいでしょうか、分かっていただきたいんですよ。お願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

分かっているというところで、進めていきますので、よろしくをお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

先ほどの御質問の件なんですけれども、豊能町まち・ひと・しごと戦略そのアクションプランを受けて、「農×観光戦略推進計画」の中で、道の駅の計画の中をいろいろな具定例を踏み込んでやっておるんですけども、その31年の3月の町長選を受けて、一旦白紙にした後ですね、令和2年の1月に改めて豊能町まち・ひと・しごと総合戦略会議を行っております。

その中で、農×観光戦略推進計画、要は道の駅の具体策を書いたものを令和3年度末まで期間を延ばしまして、もう一度その具体例も含めて、ちょっと計画の見直しをやっついていこうということで、その会議の中で決まりましたので、要は今年度に向けてもう一度再検討、見直しをしていきたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

それはそれで、期待して待っています。ただ、私がなぜこんなに怒るかということ、この第4次総合計画に対しても、やっぱりここに書いてあるメンバーの方が集まって、豊能町を活性化していくにはどうしていかうかと、真剣になってやって、で議会の議決を得てこれは制定されてるんですよ。勝手につくったものじゃないんですよ。で、

それをやっぱり役場も真摯に受け止めてくださり、担当者も真摯に受け止めてくださって積み重ねてきてるわけです。それを一遍なくすのはいいですよ、町長のお考えがあるんですから。けども私が町長に対してお伝えしたいのは、やはり問題があると、今の経過じゃ問題がある、場所やら何やら問題があるとおっしゃるならば、町長自身から早急にこうしたいというふうなことを出していただきたいんです。

ですから部長、町長にもそういう働きかけのほど、よろしく願いいたします。これは終わります。

次の質問に入ります。

旧双葉保育所で保管してる防災部品について質問を出してます。で、この通告書を出した後に、全て野間口にある老人憩の家に移されたことを知りましたが、いつ老人憩の家に移されたのか、ちょっと私も情報を得てなかったものでして、いいですよ、軽くで。これは別にどうってことじゃない話ですから、いつかなというだけの、何月頃で結構です。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

旧老人憩の家には防災備蓄物品を移した時期でございますが、私が4月にこの職に就任いたしましたときには、もう既に移されておりましたので、昨年度中1月か2月頃だと考えております。正確な時期については、ちょっと今現在資料を持ち合わせておりません。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

旧双葉保育所は、雨漏りや壁がひどくて、

だけにまずは安心いたしました。移してることに対して。でところで、これまで防災備品を保管する場所として、旧双葉保育所がふさわしくないことは、何回もこの場で申し上げてきました。分散もしてることもありまして、東地域に防災備品保管の拠点を設けるような必要があるということも申し上げてきたところ、当初町は新たな地域防災計画を作成するまで待つてほしいとしてましたけども、地域防災計画後は、公共施設再編計画の中で、あるいは学校再配置が決まったら考えたいと答弁されてるんですね。

で、また老人憩の家については、先般指定管理者を考えているような説明があったかと思うんですね。で、そこで私がお尋ねしたいのは、今回老人憩の家に移されてることは、あれは拠点ではないということですね。ただ、防災備品の拠点を設けるまでの一時的なものというふうな位置づけになってるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

旧老人憩の家は、老人福祉施設としての活用を現在検討しているところです。したがって防災備蓄物品の保管庫としては、当面は暫定的な対応となります。公共施設再編の中では恒久的な整備を行いたいと考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

分かりました。そうだろうなと思いましたが、現在どのようにして指定管理者のほうが進んでいるのか分かりませんが、学校再配置やら、公共施設再編計画が決まって移す前に、仮に指定管理者の動きがあ

った場合は、また動かさなくちゃいけませんわね。ということは、次どこにしたらいいかということやら、今後の計画など、きちんと練っていただきたいと思います。まずは、そこにあるということで、私のほうはこれで質問を終わらせていただきますので、お願いします。これ要望ですので、また計画のほどお願いします。

で、4番目なんですけど、町のコロナウイルス感染対策についてお尋ねします。

職員の皆様におかれましては、感染防止対策、そしてワクチンの接種と精神的負担の大きい中、全力で取り組まれていらっしゃる、まずはお礼申し上げます。

で、豊能町の感染者は、本日も1人増えてたしか120名かな、になっておりますね。で、大阪はじめ、大都市圏内では緊急事態宣言またワクチン接種によって、全国的に感染者が減ってきてるとはいえ、これからオリンピックがどうなるか分かりませんし、また変異ウイルスのこともあり、予断が許せません。

で、こうした中で、堺市とか泉佐野市とか寝屋川市とか羽曳野市は、市内のホテルを確保したり、市営住宅を貸し出すなどして、家庭内感染防止に向けて動き出しているというニュースがありました。新聞記事が。で、そのうちの羽曳野市の場合は、市の危機管理室が中心になってこういう準備をされてるというところを読みまして、どういふことかなと思ひまして、これについては前もって豊能町の危機管理室の方にお尋ねしてみたところ、大阪府のほうから自宅待機者については、災害時の避難に備えて情報が入るようになってるようですね。

で、幸いこれまで豊能町での自宅待機者は1人もいなかったということだったんです。この教えていただいたとおりだと思いますけれども、仮にこういう情報が入って

きた場合、町としてどのような対応をされようとしているのか、危機管理室としてですよ。何かお考えがあるようでしたら、お聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

大阪府からは、危機管理室を通じまして、自宅療養となった方につきましては、その人数が報告されております。で、その他感染者の個人情報については豊能町のほうにはお知らせがありません。感染者の情報につきましては、保健所、本町の場合は池田保健所になりますが、保健所が集約しておりまして、基本的には自宅療養となった場合、もしくは宿泊等になった場合は、保健所が宿泊施設を手配しております。

現在のところ、大阪府から及び保健所から自宅療養者のために、例えば町内の住宅等の確保を依頼されたことはございません。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ということは、自宅待機になった情報というのは、豊能町に何人いますとか、今日そういう方が出ましたという情報は入ってくるけども、その先はないということです。となった場合に、万が一この豊能町で大雨やら何やらで、避難指示やら何なら出た場合に、その方は池田保健所から何か避難するために、どなたかを派遣してくださるというふうな考えでいいんですか。豊能町一切関係なく、そこのところちょっとお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

先ほど申しあげました危機管理室から、自宅待機者の情報、すなわち何人いらっしゃるかという情報が提供されることについては、災害時に例えばその方々が避難所にいらっしゃる可能性があるというところで、その数をお知らせしていただいているという状況です。

したがって、私どもとしては感染者、要は自宅待機をしていらっしゃる感染者が避難してきた場合は、例えば風水害など避難者が少ない場合は、例えば西公民館とか中央公民館で避難していただく階を分けるとか、あと大規模な地震が起こった場合には、そのスペースを分けるという形で、あくまで自己申告という形になりますが、そういった方の情報を把握した上で、エリアを分けて避難していただくという方法を考えております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ますます疑問になっちゃうんですけども、ということは、家庭内感染者が万が一風水害で避難命令が出たときに、御自身で例えばシートスや何やら行ったときに、大阪府のほうからは町に自宅待機者がどこかに避難してる可能性がありますよという連絡しか入らないわけですよ。となったときに、豊能町のほうは、じゃあちょっと隔離しなくちゃいけない、対応しなくちゃいけないということで、各避難施設を回ってコロナの自宅待機者いますかとお聞きするんですか。それとも、そういう場合はその方に自宅待機者に、町に連絡してくださいというお願いが、前もって義務やら何やらとしてなっているのか、お尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

おはようございます。

保健所のほうで、そういった陽性者の自宅待機が生じた際に、いろんなペーパーですね、案内文を送っていただいています。その中にもしそういった避難指示が出ました場合、その方は町の防災部、担当部局のほうに連絡するようお願いの文書があるということでございます。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

分かりました。多分こういうことかなというのは、要するに自宅待機になりましたといったときに、その方に保健所のほうがいろんなマニュアルみたいな渡して、その中には万が一災害で避難する場合は、町のほうの防災危機室なのか、町全体なのか、電話の窓口がどのようになっているか、後でお聞きしますが、しまして町のほうが分かりましたと、じゃああなたのためにどこどこに行ってくださいと、そこではお部屋をこのように分けてますというふうな、こういう対応ということですか。確認します。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

そのような対応になっているというところでございます。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

後ろからのやじを受けて質問するのもちょっとなんですけども、うそばかり言うなって言われちゃってるんですけども、私のほうは、そういう対応をされてるんだなと、まずは受け取らせていただきます。で、

今の御答弁がちょっとそのとおりかどうかにつきましては、また別途調べた上でまた質問させていただきますので、お願いします。

コロナ感染の場合、地震や津波の災害と違って目に見えませんか。で、お一人お一人がどのような状況に置かれているのか、目に見えませんか、その対応は全部保健所が担ってますね。で、実は役場のほうも、私たちのほうも、住民たちのほうも、感染された場合、そのお一人お一人がどのような状況になっているか、全く分かりません。

で、把握するのが難しい中で、私は唯一頼りになるのは、感染された方からの要するにSOSしかないと思うんですね。ただ、よくテレビでも見ます家で待ってたら、そのまま亡くなってしまったとか、それから子どもさんどうしようかとか、いろんなそういった悩み、これらは全部保健所が対応されてますけども、実際はもう電話はパンク状態です。そうすると、やはり心のよりどころとして、どこかにどうしたらいいだろうか、こういうときにはどうしたらいいだろうか、その受入れ窓口が必要かと思うんですけども。

まずはその前に、危機管理対策室として、こういった目に見えない場合の対策について、今回コロナが一つの大きな例ですけども、に向けて何かの対策なりあるんでしょうか。考えていらっしゃるのか、動いていらっしゃるのか、ちょっとまずその辺りをお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

目に見えない対策、目に見えない被害に対する対策というのが、大変難しいところでございます。で、先ほどから申し上げて

いるように、町のほうにはそういった個人的な情報が一切入ってこない状況でございます。現在のところは、その個人からのSOS、それを例えばふだんから活動していただいている民生委員さんであるとか、もしくは包括支援センターそういった形で、どのような形で情報を受け取れるか、それに対して情報を受け取った場合、どう対応するかというところを検討しているところでございます。

以上です。

(発言する者あり)

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

では、具体的に住民のほうから例えば子どもを抱えてて、自分は入院しなくちゃならなくなったとか、どうしたらいいだろうかと、保健所のほうでももちろん対応はしてるんですけども、さっきも触れましたが、保健所はほとんど電話パンク状態ですわね。私の身近な人もやはりそういうふうな、もしかしたらということになって、ほぼパニック状態になりました。子どもがどうしようかと、というふうな具体的なそういった相談というのは、町にやら町の施設にこれまでありましたでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お尋ねの件につきましては、御家族から直接町のほうに御相談されるケースがあるかと思うんですけども、現在のところ相談を受けたケースはございません。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

それはそれで、120名既に感染してど

れだけ退院されてるか、私自身も皆さんもきっと分からないと思いますけど、中で直接町に対してはないということで。まず受け取らせていただきます。仮にあった場合ですね、今のようないろんな相談があると思います。子どもを抱えてどうしよう、年寄りがいるどうしよう、自宅待機になったらどうしよう、医者なんか誰が薬を持って来てくれるんだろうどうしよう。もちろんそれは全部保健所なんですけども、実際にそういうふうな相談があった場合には、どのように対応されてるんですか。

保健所に電話してくださいという対応に終わろうとしてるのか、今の段階ですよ。それとも、実は御安心くださいと、これこれこういうふうになってますよと、今は電話はつながらないけど、これこれこういうふうになってますと親切丁寧にそこまで、お伝えしてるのかどうかということで、質問させていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

幸いにして今まではそのようなケースはございませんが、現在のところは、保健所に対応をお願いするしかないと考えております。ただ、その場合にもこういう電話があったことにつきましては、例えば役場のほうから保健所に連絡をいたしまして、どのように対処するかという点について、検討をさせていただく用意はあります。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

私になぜこの質問を上げてるかというのと、もう保健所は手いっぱいなんです。手いっぱいだから、要するになったときにどうし

ようというふうにも相談できない。かからないから。という中で、そういう状態ということは、もうほぼみんな知ってるわけですよ。そういった中で自分が万が一なった場合、どうしようというところの不安を、町としてどのように対応しますとかという質問でもあるんですよ。

ですから、町としては、最終的には保健所をお願いせざるを得ないんだけど、実はそういう方たちのためには、こういう手順で保健所としてもこういうふうに対応してくださるとかいうふうな、あるいは私どもが代わりに保健所と連絡をつなげますから、ゆっくり休んでください。安心して自宅で待っていてくださいという形を取らねようとしているのか、ということを知っているんです、私は。

で、まずこの質問に対して、こういう気持ちで聞いてますので、その観点からいやいや今は保健所に連絡してくださいというだけなんですということだったら、それで結構です。答弁ください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

現状では、保健所に頼らざるを得ない状況でありまして、何らかの形で当町からも把握をしまして、保健所に連絡を取れるように努力するしかないというのが現状でございます。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ちょっとここまで長引くと思ってなかったんですけどね。感染症という問題がある以上、保健所なんですよ。豊能町が勝手にやれこうしたら、ああしたらということが

できないことは十分に分かってるんですよ。でも何回も言うように、肝心の保健所のほうに電話が通じないから、住民の不安があらわれてますよと、町長、分かってくださいますか。だから、万が一住民がかかったとき、そうだと町に相談してみよう、町はすぐに電話を取ってくださるから、そのときの住民の心のよりどころとして、最低何かしらの相談窓口をつくっていただきたい、というふうな趣旨なんです。だから、これについては検討していただけますでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

まず、保健所のほうと連絡がつかないということですのでけれども、私どもの私、それから向こうの所長、それから次長も含めてホットラインの別番号は入手をさせていただいて、常に連絡を取り合ったり、必要なときには取り合うという形になってます。今回の場合は、まず保健所の方がまずその方々に寄り添うということで、今の状況とか、そういうものを聞いた状態で我々に支援が必要であるというときには、我々のところに連絡がかかってくると。

で、そのときの次の対応という部分で、日頃の相談窓口を一つ開設すると、混乱をしますから、これは今保健所のままでやらせていただきますけれども、保健所からの要請事項については、しっかりと答えていくという体制を取っていきたいと思いますし、今までもまだありませんけれども、そういう考え方で動いているのは事実でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

それでは、私が万が一コロナになったらどうしようと非常に不安を抱えています。そういった電話も保健所のほうは対応してくださるという。今既にパンク状態なのに、私もそういう相談はしてもいいということでもよろしいでしょうか。というふうな答弁のような感じに聞こえましたので、お願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

御懸念は物すごくよく分かりますし、我々も町民の方々が一番大切ですから、その方々のSOSをしっかりと、でも大きな感染症対策の中の一環の中で動いていかなといけませんので、保健所との連絡をしっかりと取って、役割分担をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

以上で秋元美智子議員の一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○副議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に中川敦司議員を指名いたします。

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

おはようございます。

議長から指名をいただきました。中川でございます。さて、この6月会議の一般質問では、ともに新型コロナウイルスワクチンの接種などについての質問を取り上げてございます。どうか、よろしくお願いを申し上げます。

では、まず初めに通告書の順番変わりますけども、ナンバー3の新型コロナワクチンですね。接種関連についての内容を質問させていただきます。

65歳以上へのワクチンの接種券ですね。クーポン券ですかね、4月22日から発送されまして、そしてゴールデンウィーク明けの5月6日から電話やとか、ウェブ予約、インターネットでの予約が始まりまして、5月の16日からワクチンの接種が既に実施されてございます。このワクチン接種の状況、この辺りはどのようなものなんでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

5月6日の予約時には、電話がつながりにくいなど、大変御迷惑をおかけしましたが、5月16日からの集団接種、19日からの個別接種につきましては、特に大きな問題もなく、スムーズに接種できております。集団接種では、今月6日の日曜日から2回目の接種が始まっているところで、町内医療機関における個別接種につきましても、今週から2回目の接種が始まるところでございます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

接種のほうは順調に進んでいるというふうな認識で捉えさせていただきましたので、引き続きどうか混乱なく進めていただきたく思います。で、この今部長のほうからも、一部答弁ございましたけども、5月の6日の予約のスタートのこの時点で、結構電話がつながらないというようにお話がございましたけども、何かインターネットのほう

でも何か結構ね、すぐに埋まっちゃったよ  
うなことで、要は状況がまだいけるんかど  
う分からないという、そういうふうな、い  
わゆる住民さんからのいろんな電話、問合  
せが、こちらのほうにも入ってきたりもし  
まして、要はワクチンの接種ウェブ予約に  
おきまして、正常に予約できていないとい  
うね、そういうふうな現状も実際保健セン  
ターのほうに、私出向きまして状況を聞か  
せてもらったわけでございますけども。

こういうふうな状況を何とか、改善をす  
る必要があると私は思いまして、すぐさま  
保健センターの課長さんのほうに、ウェブ  
の予約のシステムの改善、要は正常にいわ  
ゆる予約ができるような、そういう改善と  
か、あと予約が満杯になってるのか、それ  
ともまだ余裕枠があるのか、そういったこ  
とがしっかりと予約しようとする方に、は  
っきりと目に見える形で分かる状態にし  
ていく。そういうふうなことを私は既に要望  
というか、提案をさせていただいておるわ  
けでございますけども。

このような状況を踏まえて、この後6月  
の12日からまた次の予約がスタートいた  
しますけども、何かこの以前はちょっとこ  
ういう点でまずかったけども、今回はこ  
ういう点で混乱しないような形の改善を行  
っているというふうなものが何かありました  
ら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（管野英美子君）

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

前回の予約の混乱のことを反省いたしま  
して、ウェブ予約の枠を大きく増やしてお  
ります。やはり皆さん電話のほうがよいか  
と考えるおったんですけれども、相当の方  
がやはりインターネットを使っただけ  
ているというのが、後からですが分かりま  
した。ですので、ウェブ予約を増やすこと

と12日なんですけれども、1時間ウェブ  
予約を早めまして、そちらのほうで予約が  
取れることによって、電話のほうに予約の  
電話をすることがなくなる、よって電話の  
予約がスムーズになるというふうに考えて  
おるところでございます。

あと、お知らせの方法なんですけども、  
ホームページ上でお知らせはするんですけ  
ども、そういったものが見られない方がい  
らっしゃいますので、今回予約の開始につ  
きましては、再度行政防災無線でのお知ら  
せ及び、あと予約が終了したという旨の案  
内は、今後また同じような段階を追って、  
予約枠がなくなるような事態が生じる場合  
は、させていただこうと思うんですけれど  
も、次の2回目の予約の際は、予約枠は十  
分あると思いますので、電話してももう予  
約枠がないというような状態は生じないと  
考えておりますので、その分については今  
のところ予定してないということでござい  
ます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

今、ウェブでの予約が結構想定外なほど  
前回多かったということで、そちらの枠を  
2倍にするというか、そのようなことで、  
そちらのほうへ誘導をして、そちらのほう  
でどんどん取っていただいて、電話のほう  
に回るというふうなことを極力避けること  
で、電話の集中を避けたいという、そのよ  
うな回答だったと思いますけども。

実は私も両親がおりまして、取ってあげ  
ないといけない、そういう状況にありまし  
て、前回のときは本当に一生懸命インター  
ネットで取ろうとしたんやけども、取りあ  
えずログインまではできたんやけども、  
結局取れなかったというのが現状でして、  
次にまた頑張って両親の分を取らなあかん

なというふうな状況にありまして。

実は前回のときに、親の分を取ったときのいわゆるウェブのあれは、何だったかな。各診療所、保健センターとか、いろんなところの名前があって、前は何も表示がなかったんやけども、今回一旦ちょっと前もって準備のために設定といいますか、登録を進めようとしてたら、画面を見ると何か保健センターはもう満杯です、予約枠なし、何やらも予約枠はなし、この診療所も予約枠なしみたいなね、当然今は予約のできる状況やないから、そういうふうな表示になってるといふの私分かりまして、前回のときにはそういう表示はなかったんやけども、今回そういう表示が見受けられたというのが、私気がつきまして、これもある意味、ウェブ予約の方に、各診療所、各この接種会場の状況が目に見える形で、分かるような形になってるんやなというふうに私はそのように認識をしたんですけど、これも変更点の一つでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えします。

ウェブの予約のシステムにつきましては、急遽開発されたものでございまして、やはり最初はいろんな不備があったかなと思います。で、日々そういった点につきまして、アップデートして改善していったるところでございまして。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

日々、アップデートしていただくようにしてまわすというようなことをお伺いしまして、本当に前回よりもいずれにしても、前進はしてるという、そんなふうな私も思

いがいたしましたので、これからも何かまた不備といいますか、もし見つかるようであれば、どんどん今後のためにも更新をアップデートをしていただきたいと思います、このように思っております。

それで、実はこのワクチン接種が先ほどもお話ございましたけども、5月16日から集団接種が既にスタートしておりました。場所はといたら保健福祉センターでございますけども、私やっぱり心配で本当にうまいこといってるんかなという。ちょっと気がしまして、ちょっと遠めから眺めておったりもしたんですけども、それほど人がいっぱいいてとかいう、そんな状況ではなかったね、安心はしたんですけども、実際当時役員についておられました、ここにいらっしゃる方も大概の方が役員についておられたと思うんですけども、その当時役員についておられた部長さんとか、課長さんがスタッフで対応されている姿を拝見いたしました。本当の御苦労さまでございました。

で、その折にも課長さんとか部長さんに聞きましたら、順調にいってまわすというふうなことを伺って、私も安心したわけでございますけども、ただこの保健センターの実は中でも待機する場所があるんでしょうけども、そのとき私の見た光景では、保健センターの表側ですね、外側でも待機されている高齢者の方を見受けましたんでね。その当時は、5月16日はまだそれほど暑くはない時期だったかなと思いますけども、もう既に30度を超えるような日本、そんなふうな時期になってきてますので、これからの季節は雨も当然ありますし、暑くなってくる時期でもあるため、熱中症とかそういうふうなことも危険性が発生する可能性もございますので、集団接種のあそこの保健センターの前で、待機するようなこと

が発生するというふうなことになりますと、この方たちのやっぱり熱中症の対策というのも必要かと思えますけども、その辺り何か考えておられるのでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

保健福祉センターでの集団接種で、1回目の際に見ていただいたかと思うんですけども、2回目以降は観光バスを入り口の前に横づけいたしまして、気温が上がってきて熱中症のおそれがあるとか、あと今後梅雨入りですので、雨がひどくなってきたりとか、そういう際にはそのバスを使わせていただいて、熱中症対策等をしたいと考えておるところでございます。

あと、もう1点ですけども、予約された方には、はがきを送付させていただいております。あとチラシでも触れておるんですけども、あまり早く来られますと外で待っている時間が長くなりますので、予約時間の5分程度前にお越しく下さいということをお知らせさせていただいているところでございます。

以上です。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

すばらしいことやと思いますね。観光バスそういったものを用意して表で待つような方については、その観光バスの中で、エアコンが効いた中で待つていただくというふうなことだと納得いたしました。

で、実は豊能町には、町バスといいますか、観光バスみたいな大きさのバスもあるんですけども、それではなくてあえてその観光バスを使用されるというのは、何か理

由があるのでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

その前に先ほど、2回目の集団接種からバスを使用したと申しましたけれども、3回目からでしたので、訂正させていただきます。

バスの利用につきましては、運転手等も必要ですので、その辺の確保も含めまして、委託をさせていただいたというところでございます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

ちょっと話題を変えたいと思います。

政府は7月の末までに65歳以上の高齢者の方への接種を完了させていくみたいなの、そのような方針を打ち出しておりますけれども、実際この辺り、豊能町としてはどうなんでしょうかね。7月末までにという政府の方針に対して、豊能町は何とかクリアできそうな状況なのかどうか、それをお伺いいたします。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

本町では、集団接種及び各医療機関にお願いして個別接種を実施しており、ハード面、ソフト面の両方で精いっぱい努力しているところでございますが、さらに接種を早めるために、7月から集団接種の時間を1時間延長し、個別接種でも医療機関の協力を得て接種回数を増やしていただくとしているところでございます。

あと、接種完了の基準につきましては、

具体的には示されておりませんが、この12日より実施します2回目の予約、その他大規模接種の会場における接種なども合わせまして、65歳以上の方9,200名の9割以上の方には接種していただける予定となっているところでございます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

何とかいけるだろうみたいな、9割の方には接種していただけるだろうというふうなことでございましたので、ある意味安心できる部分かなと思います。

ちょうど今、たまたま答弁の中で出てきました大規模接種という、こういったもの、これは豊能町は集団接種と個別接種でやってるけども、いわゆる大阪市内で大規模接種会場、自衛隊の方がやっていたりみたいな、そういうのもニュースで聞いておりますけども、実際にこの大規模接種、大阪市内で行われるこの自衛隊の方がやっていただくような、そんな大規模接種、実際にこういうところにも実は高齢者の方、豊能町の方、行ってるみたいな、そういうふうなお声も聞いたこともございますけども。

例えば、大規模接種などに受けに行くと、豊能町では直接ここで接種するわけじゃないので、その方が受けたかどうかというのは、何らかの形で後追いでないと、その情報が入って来ないかなと思いますけども、要は本来ならば受けていただかなあかんけども、よそで受けたということになると、その方の把握がなかなか難しいじゃないかなと思いますけども、こういった豊能町以外の大規模接種もそうですけども、豊能町以外の市町村のかかりつけのお医者さんで受けたとか、そんなふうな情報というのは、どんなタイミング、どのような形でこれは

把握されるんですか、豊能町としましては。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

町外の医療機関、または大規模接種会場で接種された場合ですね、接種券番号と市町村番号等、そういった情報をシステムに、国が開発しましたシステムのほうに入力します。それを基に把握することができるというふうになっております。

以上です。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

それはそしたら、その大規模接種会場等でその市町村の番号とかを入れたら、リアルタイムに豊能町としても分かるというふうな、そういう意味合いですか、それとも1か月先にならんと分からへんわとか、そんなタイムラグがあったりもするんでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

システムに入力されました内容につきましては、リアルタイムに把握できるものと考えております。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

なんでそんなことを聞いたんかといいますと、要は先ほど7月末までに9割の方には行っていただくという、そういうふうな方向の話がありましたけども、大規模接種のほうにかなりの例えば方が行った場合、その方が打ったかどうかの情報が例えば1

か月ならんと分らんとか、そんなであれば、本当に豊能町の65歳以上の方の9割の方が、ほんまに行ったんかどうかというのが、明確にならないというふうなことを心配して、お伺いさせていただきました。いずれにしても、リアルタイムで分かるということなんで、そういった意味ではいいことかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移りますけども、キャンセルですね、予約をしてたけどもキャンセル、もう行けませんとかいうような形で、そんな場合は、予約していたワクチンが余って廃棄、捨てるようなことになるという、そんなふうなニュースもちょこちょこ目にしますけれども、豊能町としてはこのワクチンを無駄にしないために、どのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

ワクチンロスへの対応といたしましては、聴覚や視覚などに障害をお持ちの方、その他福祉的配慮の必要な方に対しまして、福祉相談支援室と地域包括支援センターが連携いたしまして、町内でリストを作成し集団接種でキャンセル等が発生した場合に、御連絡を差し上げて、お越しいただいて接種いただくという方法を実施しております。

また、その次といたしましては、町内の高齢者施設に従事している方へも案内のほうをさせていただいているところでございます。個別医療機関でのキャンセルの対応といたしましては、各医院でかかりつけの患者様が疾病等の理由により予約ができない、また医院には直接訪れることができず訪問で対応される場合に、それぞれ対応し

ていただいております。

また、先ほど申しました大規模接種等の二重予約等の問題も生じてくるかと思いません。ですので、キャンセルし忘れ等がないように、ホームページで御案内させていただいたこと及びチラシ等でも周知を図ることと、接種券をお忘れにならないように、先ほど申しましたような、はがきの送付も行っているということでございます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

しっかりとワクチンロスといいますか、余らないように廃棄しなくてもいいように、取り組んでますということなので、安心したところでございます。実は今職域、職場、働いている方への接種というのもどんどん進みつつある、ある市町村で既に始まったりもしておりますし、そういった意味では学校の先生ですね、この先生というのは毎日20人、30人の子どもさんに接する、そんなお仕事にありますので、そういった意味では学校などの教育現場の皆さんへのワクチン接種も早いことできたほうがいいのかなと、私も思ったりもいたしますけども、特に16歳からというのが、何か12歳からに引き下げられて、対象者が増えるというようなことでございましたので、そういった意味でいいことかなと思いますけど、学校の先生とかに例えばワクチンの接種がキャンセルになったような場合に、その先生たちに早めに打っていただくみたいな活用をしていく、そんなことを何か考えたりは、まだされてないんでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

本町の集団接種会場がやっておりますのが、日曜日ですので先生にその日にお越しいただくのが、なかなか難しいのかなということもございます。他の市町村で平日に接種されてるところは、そういった対応がしやすいかなと思うんですけども、そういったことで、集団接種会場でのそういうキャンセルが生じた場合の接種というのは、今のところ考えておりません。また、今後12歳以上の方とかの接種につきましても、引き続き調整の上決めていきたいというところでございます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

分かりました。

そうしましたら、次に、高齢者の方の中には、当然自力でワクチン接種に行かれる方もいらっしゃいます。しかし、自力でワクチン接種にいけないような高齢者、そんな場合も当然あるかと思えます。介護の認定とかを受けておられる方は、介護サービスとかで、移動することが可能だと思いますが、この介護サービスを使ってワクチン接種の場所へ行くこと、これも可能と考えておっただいいんでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

介護認定を受けていただいている方であれば、身体介護ですね、ヘルパーさんの必要が認められる方であれば、ホームヘルパーの付添いが可能となっております。移動手段といたしましては、介護タクシーや外出支援事業、おでかけくんのサービスを利用していただくことが可能です。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

ありがたいことかなと思いますけども、その辺りはしっかりと介護認定を受けておられる方、ヘルパーさんとかもそうですけども、そのことはしっかりと認識をされているということですのでよろしいんでしょうか、使えるということは。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

お答えいたします。

実際にヘルパーさんとか、外出支援事業を利用して接種会場にお越しになっている方もおられます。で、通常の身体介護の範疇ということは皆さん認識していただいているように、考えておるところでございます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

皆さん認識をされているということなので、そういった意味ではしっかりと使えるということだと思いますので、安心をした次第でございます。

そうしましたら、次の項目に移らせていただきます。

次に通告書ナンバー2ですね。空き家対策についての項目に移らせていただきます。この空き家対策については、幾つか上げておりますけども、ちょっと順番を変えまして、別荘税ですね、この質問から始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

京都市ですね、大阪のすぐ隣の京都市では現在別荘税という、そういったものの導入を進めているようでございまして、近年観光ブームからお隣の中国などの富裕層、

お金持ちの方によって、いろんな家とか物件が買い占められて、不動産価格の高騰が発生し、要は新たな転入、若い方の転入の妨げになったり、また住民票の登録がない、そういうお家ですので、住民税の収入が見込めないというふうなことが京都市としては、非常に課題というふうなことであったようでございます。そのため、住民票の登録がない住宅に対して別荘税という、それを導入するような方向に今京都は進んでいるような状態でございます。

この別荘税という聞き慣れない言葉なんですけども、これにつきましては実はもう昭和51年、かなり前から神奈川県熱海市では導入されている制度でございます。豊能町の主たる税収これは住民税であろうかと思えます。住民税は住民登録されていなければ、要は住民票がなければ徴収は当然できませんので、そのために住民登録されていない空き家、多分ぎょうさんあるんじゃないかなと思えますが、そのような空き家に対して、別荘税これは仮称ですけどもね、別荘税のような税金、課税をすることで、住民税に代わる形で税収が見込めるのではないかと思いますけども、豊能町でもちょっと検討してみてもどうかと思えますが、いかがでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

別荘税をとということですけども、御承知のとおり、地方税においては各自治体が必要とする特定の費用に充てるため、条例の定めにより法定外目的税を課税することができることとなっております。この別荘税につきましても、同じ目的税になるというふうを考えております。議員もおつ

しゃったとおり、熱海市では既に実施されているということで、京都市でも検討されているということなんですけども、これはリゾートマンションや別荘地の建設に伴い、ごみ処置や消防はしご車、それから上下水道の整備など、行政需要の増大に対処するため、居住者にもそれらに係る経費を負担してもらうため、創設されたというふうにお聞きしております。

で、本町において別荘やセカンドハウスの利用ということなんですけども、今現在のところ非常に少ないという状況というふうには理解しております。空き家につきましては、ほとんどが転出等により空き家になった物件というふうには考えております。そうしたことから、別荘税のような行政需要の増大に対応するために、そういう目的を持って別荘税というのを課税するのは、現段階では非常に難しいのではないかなというふうには考えております。

しかしながら、少子高齢化の中で持続可能な行財政運営に取り組んでいくことは、非常に重要なことであるというふうには認識しておるところでございます。この新たな取組制度というものを、これから京都市の中では制度設計されていくということなんですけども、ほかの自治体も合わせまして、こういった動きには本町としても注目をしてまいりたいというふうには思うところでございます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

ちょっとほかの状況も見据えて、注目していきたいというふうな答弁でございましたけども、要はこの別荘税という、この名前がふさわしいかどうかは別にしまして、こういうものが導入されると、例えば空き家の所有者の方が、それやったら住民票を

豊能の移そうかみたいなの、そんなふうな可能性ももしかしたら出てくるかもしれない。で、また場合によっては別荘税みたいなのがついて、固定資産税も払ってやったら、高くつくなど、それやったらいっそのこと空き家をもう売却しよか、もしくは賃貸にしようかみたいなの、そんなふうな促進にもつなげていくことができるん違うかなと、私も思ってますので、今後も検討を続けてもらいたいと思います。

で、今別荘税はちょっと難しいなみたいなことやったので、次の質問が難しいかも分からないですけども、もし仮にこの別荘税が導入できた場合の取組ということになりますけども、この別荘税で集まったこの財源で空き家、結構草がいっぱい生い茂ってるみたいなの、そんな空き家も結構見受けられるんですけども、そんな空き家の管理に活用をその財源を使えないかなというふうに、私は思ってます、その辺りどうなんでしょうかね。結局空き家で草がぼうぼうになっているような状態の場合は、本当のその近隣の住民の方が非常に困られる。もっと言えば、要は豊能町に住みたいなのと思ってこっちにやってきても、もう空き家に草がぼうぼう状態やったら、こんな町に引っ越したくないなみたいなの、そんなふうな悪い印象を与える可能性があります。

そういった意味で、空き家であったとしても、きれいに管理した状態の草もきれいに刈り取って、きれいな状態にしておくという、そういうのがこれから必要になってくると思います。そういった意味で別荘税がもしできて、もしその財源が入ったらならば、そういう財源をこの空き家の管理そういったことに活用してはどうかと思うんですけども、こんなことはどうなんですかね。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

別荘税を導入して、その財源で空き家等を管理してはどうかという御質問ですけれども、現在空き家等の除草管理につきましては、豊能町の環境保全条例、それから空き家対策特別措置法というものがございまして、それに基づきまして、関係課で情報共有をしながら管理に努めているところでございます。

で、そういった草が生い茂ったような御家庭には、御本人、所有者の方に通知を出しまして、その所有者の責任で除草等をしていただいているというような状況でございます。最悪の場合、環境保全条例で命令等も出して対処をしているといったケースもございます。

そういったことで、今のところ基本的には民民のお話ということにはなるんですけども、今のところ何とか対応できておるのではないかなというようなことを考えておりますので、今後も引き続き関係課で連携しながら、そういった除草等の空き家等の管理については、努めてまいりたいというふうに思っております、議員おっしゃるような別荘税の導入というのは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

（発言する者あり）

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

ありがとうございます。結局別荘税や別荘税を活用しての空き家の管理ですね、除草管理、そういったものは困難というような回答でございましたので、やはりそこはこの部分はやっぱり空き家をうまく流通させていくというようなことに、やはり力点

を置く必要がありそうなので、そういった意味で、次は空き家の流通というそういう観点に立った質問を今からさせてもらいます。

この空き家の問題につきましては、私はもう令和2年の9月の一般質問では、新たな空き家の発生を防ぐ、抑制する住宅のリースバック方式、リバースモーゲージですね、そういったものも提案をさせていただいたことがございました。そして本年の3月会議におきましては、転入者、豊能町へ引っ越してくる転入者への住宅改修補助制度、そういったものも提案をするなど、以前からこの空き家問題については、一般質問で取り上げてきているところがございます。で、今回の一般質問でも各地域、日本全国いろんな地域の空き家のいろんな特色のある提案をしてみたいと思っております。

まず初めに、この大阪府の寝屋川市なんですけどね、この寝屋川市では、使用目的、使う目的のない空き家の増加や環境悪化を抑制するため、空き家流通促進プラットフォームというものを設置してございます。空き家を手放すというても、土地や建物に難があったり、買手がつかなかったり、空き家をどのように活用すればいいのか分からないとか、あとは共有財産、何人かの方の名前で財産となっていて、それぞれの所有者間で考え方が異なるなど、いろんな問題があるようでございまして、そういった意味で、空き家流通促進プラットフォームというのは、このような問題を解決するために、建築士、建築の専門家、さらには土地家屋調査士とか、司法書士、であとは銀行ですね。そういったところが参画して所有者に対して、適切な提案を行って空き家の流通を促していくシステムのようでございます。

多くの空き家が存在する豊能町でも、こ

の寝屋川市のような空き家流通促進プラットフォームのような取組をやってみてはどうでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼いたします。

寝屋川市の空き家流通促進プラットフォームの取組につきましては、各専門機関が連携し定住促進の体制を強化する取組だと、このように認識しております。今後は空き家を流通させるべきプラットフォーム事業につきましても、空き家問題への解決、市場への流通につなげていくための体制づくりとして、十分調査・研究してまいりたいと考えております。

また、先ほど議員のほうからリバースモーゲージの取組についてという提案をしたことがあるということをお聞きしましたが、実は川西市が去年度、昨年度に池田泉州銀行と協定を結んで、このリバースモーゲージを進めていくんだという取組をするということをお聞きしております。

豊能町にとりましては、池田泉州銀行につきましては、同じく6月26日に包括協定を結んだところでございますので、この辺りについても今後は進めていくことができれば、連携した取組を進めていきたい、このように考えております。

（発言する者あり）

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼しました。

池田泉州銀行との協定日を間違えてしまいました。池田泉州銀行との協定日は今年の3月の26日です。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

ある意味前向きな答弁をありがとうございました。しっかりとそれは進めて、このプラットフォーム方式これも進めていただきたいですけれども、住宅のリバースモーゲージ、これもしっかりと進めていただきたいなどこのように思っております。

で、もう1点ですね、別の観点のまた取組を紹介をしたいと思えます。実は私スキーが好きで、しゃれやありませんよ。スキーが大好きでね、若い頃、以前梅池高原スキー場とか、白馬乗鞍温泉スキー場に行ったことがございます。実はこれらのスキー場は、長野県の小谷村、小さな谷の村と書きますけれども、この小谷村にありまして、この小谷村でも変わった取組が実は行われております。空き家対策ですね。

実はどんなにかといいますと、この小谷村では、自治体が所有者から空き家を無料で借り上げて、自治体が村がお金を出して空き家をリフォームすると、そのリフォームした空き家を自治体が誰かに貸し出すと。で、この家を借りる居住者の方は、賃貸料、家賃を自治体に納めます、払います。その賃貸料でリフォームにかかった費用を自治体は回収していくわけでございます。そしてこのかかったリフォーム費用が全て回収できた時点で、所有者にこの家をお戻しして、次はこの所有者と居住者の方の間で次の賃貸の契約、継続とか、そういったものを行っていただくような仕組みを行っております。

豊能町でも、こういった取組をして初めは豊能町がお金を出してリフォームする形になるかもしれないけれども、賃貸化してそれで回収していくという、そのような形をすることで、どんどん家の流通が促進されるんじゃないかなと思います。このような取組どうでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

長野県小谷村の空き家活用の取組につきましては、村が空き家を改修して移住者向けに貸し出し、所有者、移住者の負担を軽減して移住促進を図る取組、このように認識しております。今後は空き家バンクに登録される物件の状態や所有者のニーズについても見極めながら、新たな空き家活用の取組につきましても、空き家問題の解決、それから流通につなげていくために、十分調査・研究してまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

しっかりとこの空き家問題は、もう長年の課題やと思いますので、私いっぱい提案してきましたので、そういったものも活用していただいて、これからも進めていただきたいなど、このように思っております。

次、別の項目に移らせていただきます。次に、通告書ナンバー1のスマホアプリLINEの活用についてに関する項目に移らせていただきます。

実は兵庫県の赤穂市では、スマホのLINE機能を使って行政側から防災情報をLINEで発信したり、ごみ収集日の情報を発信してみたり、あとまた発信するだけではなくて、住民さんからの道路の不具合情報などを行政側で受信し、対処するような活用もこの赤穂市は実施しておられます。本年3月頃中国の子会社がユーザーの個人情報にアクセス可能な状態であったみたいな、そんなニュースも流れて心配はしておりますが、近隣の市町村では現在もLINEを活用しておられます。たしか吹田市も使っ

ておられますけども、豊能町でもこのLINEという非常に便利なこの機能を活用してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

LINEにつきましては、ユーザーの個人情報や海外の関連企業からアクセスできる状態となっていた問題が、先ほど議員おっしゃられたとおりました。で、これを受けまして、国から今年4月30日に今後のLINEサービスなどの利用の際の考え方、いわゆるガイドラインが示されました。

それに伴いまして、私ども豊能町としても、LINEには限らずほかのスマホアプリなど、ほかのツールなども含めまして、また一方的な情報発信だけではなく、双方向の通信も含めて、今後活用を検討をしていきたいと考えます。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

ぜひとも進めていただきたいなと思います。今も部長がおっしゃってましたけども、LINEのいいところは、送りっぱなし当然送信するだけやなくて、住民さんからも情報として得ることができるという双方向の使い方が送信ができるという、そういうメリットがやっぱり私は大きいと思うんです。

例えば、道路のどこか穴が空いてるわ、みたいなのを住民さんが見つけたならば、それをスマホで写真を撮ってそれがどこの場所やというのも実はスマホやったら、地図アプリがありますよね、あれで自分の今いる位置というのをボタンをぽっと押

したら、まさにその地図上に今道路の穴が空いてるところがぱっと印がされますので、それをスクリーンショットで撮って、そうすると地図の情報、場所の情報と現場のどんな状態やというのを二つの写真が撮れますので、それをぱっとLINEに載せることによって、いち早くこの必要な部門の方がどこの場所がどんなふうになってるというのが一目瞭然で分かる。そういうふうなすばらしい、優れたもの、これがLINEやないかなと思いますので、しっかりと使えるように、これからも取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次はLINEというよりも、スマホの活用についての話をさせていただきたいと思います。今回の一般質問の冒頭、コロナワクチン接種について取上げさせていただきましたけれども、高齢者がスマホに不慣れであることが見えてきていると思いますね。デジタル化が進む時代にあって、スマホは各種の情報を受け取るツールとして、非常に重要とも思われます。

そこで、高齢者のスマホ対策といいますか、使いこなしていただくため、スマホ教室を開催してはどうかと私は思います。実は、国はデジタル活用支援推進事業というものをつくっておられて、この制度を活用して豊能町でも高齢者へのスマホ教室、そういったものを開催してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

失礼いたします。

昨年度、豊能町において高齢者対象に実施いたしましたコロナ禍における生活実態調査から、スマートフォンの保有率は7

0%であること、それからインターネットを活用して災害や緊急事態等、安全・安心のために利用したいという希望があること、そして使い方を教えてくれる身近な人が必要であることが分かってきました。

今後は、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうでない方々のデジタル格差の解消が重要であると考えており、大阪府のスマートシティ戦略推進予算を活用し、池田泉州銀行光風台出張所まち活リビングラボにおいて、スマホ教室などの講座を公民連携で進めてまいります。

○副議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

ぜひとも、これは進めていただきたいなと思います。私も実はスマホに代わる前はガラケーという携帯電話を使ってましたけども、長年使ってました。なかなかスマホに移行できなくて困りましたけども、でも初めやはりちょっと不慣れな部分でスマホも使いこなせなかったけれども、でも一旦使ってみると、ものすごい便利やなという、そういうふうな感じがした次第でございまして、もう今さらガラケーに戻れと言われても、ちょっと戻れないような、そういうふうな状況にもありますので、これからのやっぱりデジタル化の時代、そういった意味ではそういうのをしっかりと便利にしてくためには、やっぱりこういうスマホに慣れる、インターネットに慣れるという、こういうのは必要やと思いますので、どんどん高齢者の方にもしっかりと使っていただけるようにしていただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

時間がまいりましたので、以上で終わらせていただきます。

○副議長（管野英美子君）

以上で中川敦司議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議場換気のため、暫時休憩いたします。  
再開は11時30分といたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「第28号議案から第30号議案及び第32号議案」を議題といたします。

これに対する総括質疑を行います。

質疑内容はそれぞれ各常任委員会に付託いたしますので、大綱のみお願いいたします。

なお御承知ではございますが、質疑は議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。

また、議題に関係のないことを聞くことができない、このように規定されておりますので、その点十分御協力いただきますようお願い申し上げます。

第28号議案から第30号議案及び第32号議案の4件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

5番、管野英美子でございます。第32号議案の令和3年度豊能町一般会計補正予算の件の10ページ、教育費、教育総務費の小中一貫校施設整備事業ですが、7月30日から保護者の説明会が始まると思いますが、住民の説明会はされないのでしょうか。何も説明しないうちに工事が始まるということはないのでしょうか。1点です。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

御説明させていただきます。

7月の末の説明会、2日にわたって3回を今予定しております。これは主に来年5・6年生が中学校で学ぶと、教科担任制で学ぶということになりますので、その保護者を中心として全ての保護者を対象にしてする予定でございます。住民説明会については7月末までには予定しておりません。豊能の風等で常時発信させていただいております。そちらのほう、また広報にも掲載させていただいておりますので、その辺で一定内容等は分かっているかなというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

学校説明会の案内の内容の四つ目の項目に、小中一貫教育校開校に向けた改修工事という説明もなさると思うのですが、そのところも私たちは図面を見せていただきましたけれども、そのところの説明は住民にはされないということですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

住民への説明ということですが、今回については、住民説明会を開催する予定はございません。その辺につきましても、豊能の風等に掲載して発信していきたいというふうに考えております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

第32号議案です。令和3年度豊能町一般会計補正予算の11ページ、災害復旧費のところでございます。

2番、公園施設災害復旧事業、工事請負

費の1億7,200万円の件なんですけれども、ここでこれは光風台6丁目の擁壁の崩壊があったところでございます。で、これお聞きしたところでは、工期は8か月かかるということなんですけれども、実際何月から始まっていくのか、その点分かってましたら、お聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

今、ちょうど設計等を大阪府と国に対して、その重要変更を今かかっている最中でございます。で、今ところの予定でございますけれども、8月の議会もしくは9月遅くともそれぐらいまでには、工事のほうを発注していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

結構大規模な工事になると思うんですけども、今ブルーシートがずっと敷かれたままになっておりまして、住民の皆さんも不安に感じておられます。その中でこの工事に関しては、住民説明をされていくのかどうか、お聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

今年の4月以降に入りまして、災害が発生してから大分ちょっと年月というか、時間もたっているということで、都市計画課の担当の職員のほうから、直接被災してる現場に面してるお家に対して、ちょっと1軒、1軒ピンポンを押しまして、説明させ

ていただいております。ですので、ある程度設計等出来上がって予定が見えてきましたら、また改めてその1軒、1軒に対して、説明させていただくということで考えておりますので、どこかで説明会の場所を設けるんじゃないかと、1軒、1軒説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

32号議案、一般会計補正予算の10ページ一番上にあります財産管理の普通財産管理事業の件です。

これはたしか、戸知山の裁判の和解に対する弁護士費用の手数料と業務委託料だと思いますが、私ちょっと申し訳ない、記憶の範囲でお話させてもらうんですけど、5,600万円の損害賠償を起こして1,300万円の賠償命令を相手を受けて、豊能町は1,800万円で土地を購入したという、まずこの数字に間違いがなかったかどうかだけお尋ねします。

で、これに対して和解なので、今回の場合は、その計算の根拠というのは、どういう形になってるのかをお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

まず、2月の議会で御承認いただきまして和解を締結いたしました和解の条件でございますが、まず被告ら柳井組等ですが、豊能町に対して解決金として連帯して、1,200万円の支払い義務があることを認めます。で、それに対して、今度柳井組のほうで豊能町に対して、木代の土地を1,700万円で売り渡し、豊能町が買い受ける。

大まかに申し上げますと、そういう形で差引き500万円豊能町がお支払いをしたという形になります。

で、今回の弁護士報酬の積算根拠でございますが、弁護士報酬というのは、一般的に要は、豊能町が受け取った経済的利益という部分を基にして計算されております。で、今回の経済的利益の計算方法といたしましては、先ほど申し上げました解決金として要は5,300万円訴えたうちの1,200万円、この1,200万円が根拠となっております。

で、積算の根拠として1,200万円のうちの300万円の部分に16%を掛けまして48万円で、残り1,200万円から300万円を差し引いて900万円、その900万円の10%、これで90万円、48万円と90万円を足しまして、138万円で、今回138万円に今回の裁判非常に長期にわたりまして、長く弁論準備を続けたところから、1.2倍をいたしまして、165万6,000円、それに消費税1.1を掛けまして182万1,600円という形になっております。

なお、この申し上げました報酬の計算根拠というのが、契約いたしました俵法律事務所の報酬基準というのに基づいておりますが、この俵法律事務所の報酬基準というのが、大阪府弁護士会の報酬規程、これは実は平成16年の3月の末に廃止されております。ただ、その平成16年までは大阪府の弁護士会の規程がありまして、その金額と今現在も同じ金額になっております。

○議長（永谷幸弘君）

いいですか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

ありがとうございます。

何かこの件では豊能町が500万円損失

したなという印象だったもので、勝手な数字をつくりましたけど、1,700万円の収入に対しての計算ということで、和解の場合だったらこういう形だと。で、その前に私はあのときに上告したらどうかというふうな提案をさせてもらったと思います。仮に上告した場合でしたら、その費用というのはどういう形になったんでしょうか。もしそういったことも当時考えていらっしやっただと思いますけど、この場でお答えできるならば、お願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

この報酬基準に基づきますと、上告した場合には、また上告した場合で別途着手金及びその成功報酬というものが発生することになっております。それについてどうするかというのは、その場合上告することを決定した場合の協議事項となっております。

協議事項というのは、当町と法律事務所との協議の事項という形になっております。

○議長（永谷幸弘君）

いいですか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

じゃあ先に、今回この予算とは別に参考までにお聞かせください。予算は今聞きました。この計算方法というのは、聞かせていただきましたけど、その裁判を起こす前、一番最初的时候にも手数料なんか払ってると思うんですよ。たしか。当然今のお話を聞くと、じゃあそちらのほうをもしお答えできるならということと合わせて、ここに至るまで、その費用に至るまでは、もうあの時点で最初から和解だったんだなという、上告も何も検討しないで、和解で受けてた

んだなという認識だけ持たせてもらいますので、もし今先ほどの一番最初の裁判費用みたいなのが分かるようでしたら、お答えください。

で、もう1点。最初から和解だったということで、理解させていただきませんが、そちらのほうはよろしいですかと、この2点だけお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

まず、弁護士費用につきましてですが、仮差押え、この裁判の前段階として柳井組が保有しておりました土地、建物の仮差押えを行いました。その仮差押えの費用として129万6,000円で、その次に仮差押え後に実際に裁判をすることとなりました。本訴着手金、こちらのほうが233万2,800円と、それと今回の成功報酬、先ほど申しあげました182万1,600円を合わせまして、545万400円、こちらのほうをもしこの予算をお認めいただければ、俵法律事務所との契約に基づきお支払いする形となります。

それと、最初から和解前提というところでございますが、もちろん本訴、裁判を提起した際については当然私どものほうも、判決を求めていくつもりで裁判を進めておったところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに質疑はございますか。

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

中川です。

私のほうも32号議案をお願いをいたします。11ページをお開きいただきたく思います。この中の目、幼稚園管理費ということで、ふたば園運営事業として業務委託

料が415万9,000円かな、入っておりますけども、たしか説明では保育士の派遣委託という、そのような説明をたしか受けたと思いますけども、人数もおっしゃったと思うんですが、たしか2名だったと思います。記憶がありますが、いつから実際派遣の方を受け入れるようなことになるのか、その辺りをその2点をお伺いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

この予算につきましては、派遣の職員については、1名でございます。今1名派遣がおりますので、合計で2名になるという説明であったと思います。で、いつからということなんですけども、既に預かり保育等人がきちきちでやっておるところですので、予算をお認めいただきましたら、すぐに派遣会社と契約して人を見つけていくというふうなことになります。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

第28号議案から第30号議案及び第32号議案は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上審査することにしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって第28号議案から第30号議案及び第32号議案は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は6月18日午後1時より会議を開きます。

大変に御苦労さまでございました。

散会 午前11時47分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 第 28 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 29 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 30 号議案 豊能町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例改正の件
- 第 32 号議案 令和 3 年度豊能町一般会計補正予算(第 2 回)の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 7番